

**令和6年度 公益財団法人福島県スポーツ協会認定
アスレティックトレーナー養成講習会開催要項**

1 目 的

競技者の健康管理、傷害予防、スポーツ外傷・障害の救急処置、アスレティックリハビリテーション及びトレーニング、コンディショニング等を担当する公益財団法人福島県スポーツ協会認定アスレティックトレーナーを養成する。

2 主 催 公益財団法人福島県スポーツ協会

3 カリキュラム

(1) 基礎科目 (個人学習)

ア 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成講座「スポーツコーチングリーダー」

- ・ 「コーチングを理解しよう」 ・ 「グッドコーチに求められる医・科学的知識」
- ・ 「現場・環境に応じたコーチング」

イ 救急法講習

- ・ 救急法概論 ・ 一次救命処置 (心肺蘇生法・AED使用法) ・ その他

(2) 専門科目 (集合講習)

1) アスレティックトレーナーの役割 (60分)	2) 安全・健康管理とスポーツ外傷・障害の予防 (60分)
3) コンディショニング (90分)	4) リコンディショニング (90分)
5) 検査・測定と評価 (60分)	6) 人体の解剖と機能 (60分)
7) スポーツ科学概論 (60分)	8) スポーツ医学概論 (60分)

※ 講習の日程は別紙

4 実施方法

(1) 基礎科目 (個人学習) は、下記の講習を個人で申し込み、受講する。すでに取得・修了している者は免除される。

ア 公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者養成講座「スポーツコーチングリーダー」については、令和6年度中に受講し、資格を取得しなければならない。ただし、スポーツリーダー取得者、公認スポーツ指導者養成講習会で共通科目Ⅰを修了している者はこの限りではない。

申し込みは、日本スポーツ協会ホームページ「指導者マイページ」から受講申込・登録手続きをする。

イ 救急法講習については、令和6年度中に下記のいずれかを受講し、修了資格を取得しなければならない。

- ・ 日本赤十字社・・・救急法基礎講習または救急法救急員養成講習
- ・ 消防署・・・・・・普通救命講習・上級救命講習

公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーを目指す者は、日本赤十字社の救急法救急員養成講習を修了することを薦める。

申し込みは、日本赤十字社福島県支部 (<http://www.jrc.or.jp/chapter/fukushima/>)、周辺市町村の消防本部 (福島市・伊達地方・安達地方広域・郡山地方広域・須賀川地方広域・白河地方広域市町村圏・喜多方地方広域市町村圏組合・会津若松地方広域市町村圏整備組合・南会津地方広域市町村圏組合・相馬地方広域・双葉地方広域市町村圏組合・いわき市)

(2) 専門科目 (集合講習)

期日：令和6年11月30日 (土) ～12月1日 (日)

場所：福島県青少年会館 2階第1研修室、体育館

住所：福島市黒岩字田部屋53番5 TEL：024-546-8311

5 受講者

(1) 受講条件

受講する年の4月1日現在、満20歳以上で、本協会加盟競技団体、本協会スポーツ医・科学委員、本協会スポーツドクター部会員、本協会アスレティックトレーナー部会所属の日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーからの推薦者で本協会スポーツ医・科学委員会が認めた者。

なお、競技団体のトレーナーやアドバイザー等、現場での活動経験のある者とし、本協会事業に積極的に協力活動する者とする。

令和6年に認定されたアスレティックトレーナーは、次年度のスキルアップ講習会に参加するものとする。

(2) 受講者数 20名程度

(3) 受講申込み

受講希望者は所定の受講希望者個人調書に必要事項を記入し、推薦団体または推薦者に提出する。

推薦団体および推薦者は、推薦書を作成し、受講希望者個人調書と共に本協会に提出する。

6 受講料

(1) 基礎科目（個人学習） 各講習の受講料 → 各講習団体へ納める。

(2) 専門科目（集合講習） 2,000円 → 本協会に納める。

7 受講者の決定

(1) 各団体・推薦者から提出された受講希望者個人調書に基づき、本協会スポーツ医・科学委員会において活動実績等を審査の上、受講者を決定し、各団体・推薦者及び本人あてに通知する。

(2) 受講有効期限は、基礎科目は令和6年度中、専門科目は原則として受講開始年度を含め3年間とする。

(3) 受講者としてふさわしくない行為があったと認められた場合は、本協会スポーツ医・科学委員会で審査し、受講が取り消される。

8 講習の免除

既存資格等により、講習の一部または全部を免除することができる。免除に関する詳細は別に定める。

9 登録及び認定

(1) カリキュラムを修了した者に、公益財団法人福島県スポーツ協会認定アスレティックトレーナー「認定証」を交付する。

(2) 基礎科目を令和6年度中に修了せずに専門科目のみ修了した場合は、翌年度のみ認定保留期間とする。

(3) 資格の有効期限は4年間とし、4年毎に更新する。本資格を更新しようとする者は、有効期限内に、別に定める公益財団法人福島県スポーツ協会スポーツ医・科学委員会が認める研修を受けなければならない。

10 その他

(1) 本講習会受講に際し取得した個人情報、本協会及び推薦団体が、養成講習会関係資料の送付及び本協会認定アスレティックトレーナー関係事業を実施する際に利用し、これ以外の目的に個人情報を利用する際は、その旨明示し了解を得るものとする。

(2) 本協会認定アスレティックトレーナーは、アスレティックトレーナー部会に帰属し、部会規則に掲げる事業または協議に参加する。

(3) 本養成講習会は隔年で開催する。